

## 16監査公表第14号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成16年9月6日

福岡市監査委員	浜 地 輝 一
同	星 野 美恵子
同	高 橋 宏 和
同	上 野 寛

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

### 第1 監査の種類，対象及び区分

#### 1 出資団体監査

- (1) 財団法人福岡市くらしの環境財団（事務監査）
- (2) 財団法人福岡市海づり公園管理協会（事務監査）
- (3) 博多港ふ頭株式会社（事務監査・工事監査）

### 第2 団体の概要及び監査の結果等

#### （出資団体監査）

監査は、出資に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼とし、事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表の工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

#### 1 財団法人福岡市くらしの環境財団

##### (1) 団体の概要

- ア 基本財産 2,000万円(平成16年2月29日現在)
- イ 設立年月日 昭和44年7月1日
- ウ 設立の目的 広く公共の福祉の見地から福岡市及び近隣都市における環境保全事業等を推進するとともに、能率的運営を図ることにより住民の快適な生活環境を確保し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
- エ 事業内容 (ア) 廃棄物の収集及び運搬業務に関する業務  
(イ) 廃棄物の収集に係る手数料の収納に関する業務  
(ウ) 福岡市葬祭場の整備に関する業務  
(エ) その他この法人の目的達成に必要な事業
- オ 役員及び職員数 役員12人，職員108人(平成16年4月1日現在)

##### (2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額を出資している。また、生ごみ処理機等購入費助成金交付事業等の助成として平成14年度に1,348万1,370円の補助金を交付するとともに、葬祭場整備事業に対し総額63億円を限度とする貸付金について損失補償を行っている。

また、し尿収集及び運搬業務等の委託を行い、その委託料総額は平成14年度において5億9,500万653円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は9人、兼務は7人である。

##### (3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成13年12月から同16年5月まで  
実施期間 平成16年5月11日から同年5月27日まで

(4) 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

ア 理事会等団体運営事務について注意を求めるもの

理事会は、理事が協議し、法人としての意思を決定する重要な場である。しかしながら、平成14年度に財団の会計を従来企業会計から公益法人会計へ変更する際、理事会においては口頭による説明及び収支予算書の注記にとどめていた。さらに、会計変更に係る会計規程の改正は平成15年度からの施行となっていた。

法人の運営に関する基本的事項については、適正な事務処理をされるよう注意されたい。

イ 会計伝票の適正な作成を求めるもの

会計伝票については、当該団体の規程に基づき作成しなければならない。しかしながら、会計規程において会計伝票の種類は収入伝票、支出伝票、振替伝票とされているにもかかわらず、作成されていた伝票は振替伝票のみで、収入伝票、支出伝票が作成されていなかった。

会計伝票については、会計規程に基づき適正に作成されたい。

ウ 現金管理について注意を求めるもの

現金については、常に適正な管理が求められる。しかしながら、し尿処理及びごみ処理手数料集金嘱託員への報酬の支給に係る財団職員への仮払金について、仮払金から報酬への振り替えは毎月行われているものの、現金の精算戻入が行われているのは年度末のみであり、現金管理が不適切であった。

今後、現金管理については十分に注意されたい。

エ 決算事務について適正な事務処理を求めるもの

決算事務について次のような事例が見受けられた。

決算事務については、適正な事務処理を行われたい。

(ア) 特定資産は、将来の特定の支払い目的のために特定の資金を留保するものである。しかしながら、特定資産である各種引当預金の内、新社屋建設引当預金及び特別退職給与引当預金については、算出の基準が明確でなかった。

(イ) 葬祭場の建設に関する費用の全ては建設仮勘定にて会計処理されているが、年度末において、所管局が認定した当該年度の支出が長期未収金に振り替えられていた。財団の建設仮勘定は完成後に施設等に振り替えられ、福岡市に譲渡されるものであり、未完成で債権の確定していないものを長期未収金に振り替えることは、適正な会計処理ではない。

オ 会計経理事務について注意を求めるもの

公益法人は、原則として公益法人会計基準に従い、適正な会計処理がなされなければならない。しかしながら、「福岡市粗大ごみ処理手数料収納事務受託」について、販売された処理券代金を市に納付する際、特約店が受け取る販売手数料については立替金で処理していたが、当該販売手数料は市からの受託料に含まれており、未収金で処理すべきであった。

今後、会計経理事務については十分注意されたい。

2 財団法人福岡市海づり公園管理協会

(1) 団体の概要

ア 基本財産 1,000万円(平成16年2月29日現在)

イ 設立年月日 昭和60年4月1日

ウ 設立の目的 福岡市海づり公園の円滑な管理運営を行うとともに、公園施設

の利用の増進を図り、もって利用者の余暇の活用及び健全な心身の発達に寄与することを目的とする。

- エ 事業内容 (ア) 福岡市が設立した海づり公園の管理運営に関する事業  
(イ) 前号に掲げる事業に付帯する事業  
(ウ) その他、設立の目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数 役員11人、職員8人(平成16年4月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち800万円(出資率80%)を出資している。また、福岡市は福岡市海づり公園の管理及び使用料徴収業務の委託を行い、その委託料総額は平成14年度において1億395万1,095円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は1人、兼務は4人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成12年12月から同16年5月まで

実施期間 平成16年5月10日から同年5月12日

(4) 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

予算の執行等に当たり適正な事務処理を求めるもの

予算の流用を必要とするときは、予算流用伺書により流用の理由、流用年月日等を明記したうえで決裁権者の決裁を受け、執行及び管理されなければならない。しかしながら、平成14年度及び同15年度の予算の執行等において、予算管理上、重要な事務処理である予算流用事項について、流用の決裁を受けないまま予算の執行等が行われていた。

今後、予算の流用を必要とするときは、財団法人福岡市海づり公園管理協会処務規程等に則り適正な事務処理をされたい。

3 博多港ふ頭株式会社

(1) 団体の概要

ア 資本金 7億円(平成16年2月29日現在)

イ 設立年月日 平成5年4月30日

ウ 設立の目的 博多港の高度な経営に努め、国際化を推進し、もって、博多港の振興に寄与するため、次の事業を営むことを目的とする。

- エ 事業内容 (ア) 港湾施設の整備並びに経営  
(イ) 公共港湾施設の管理運営業務及び維持管理業務  
(ウ) 港湾サービス業務及び港湾荷役機械等の賃貸業務  
(エ) 港湾の振興に関する業務

オ 役員及び職員数 役員12人、職員54人(平成16年4月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記資本金のうち3億5,700万円(出資率51.0%)を出資している。

また、博多港物流ITシステムの開発助成として平成14年度に1,499万9,985円の負担金を交付している。

また、福岡市は博多港港湾施設管理運営業務委託等の委託を行い、その委託料総額は平成14年度において10億1,045万2,233円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は4人、兼務は2人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成14年1月から同16年6月まで

実施期間 平成16年5月11日から同年6月1日

(工事監査)対象期間 平成13年10月から同16年3月まで

実施期間 平成16年5月6日から同年6月15日まで

(4) 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

自動車借上について注意を求めるもの

タクシーチケットの管理については適切に行わなければならない、使用については必要最小限にとどめなければならない。しかしながら、使用目的・使用者等の確認をせずチケットを交付しており、チケットの管理について不適切な事務処理が見受けられた。

タクシーチケットは金券であり、管理、使用に当たっては適切に行われたい。

(工事監査)

ア 設計積算について注意を求めるもの

平成15年度「香椎ガントリークレーンモニタリング装置更新及びKC-1・2横行カーテンケーブル取替起伏モーターオーバーホール」  
(契約金額4,888万8,000円)

設計図書に図面及び機器等の仕様が添付されていなかった。

発注者の明確な設計意図の伝達及び工事施工の円滑化を図るため、図面等による明示が必要である。

今後は十分注意して適正な設計図書の作成を図られたい。

(整備課)

イ 施工管理について注意を求めるもの

平成13年度「香椎PPコンテナヤードM区画舗装改良工事」  
(契約金額3,444万円)

「福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」及び「同施行規則」では、産業廃棄物の発生見込み量が500?以上の事業者は、「産業廃棄物の処理計画」を市長に提出することとなっているが、本件工事は提出対象事業となっているにもかかわらず、事業者から提出がなされていなかった。

今後は事業者(請負業者)への指導の徹底を図られたい。

(業務課)

別表

博多港ふ頭株式会社 抽出工事一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
ICコンテナターミナルトランスファークレーン修理場新設工事	31,920,000 円	平成14年12月26日から 平成15年 7月31日まで
香椎 P P コンテナヤード特殊側溝改良工事	9,975,000 円	平成15年12月17日から 平成16年 3月15日まで
須崎ふ頭西4・5号上屋屋根改修工事	23,625,000 円	平成15年 2月13日から 平成15年 3月20日まで
ICコンテナターミナルメンテナンスショップ新築工事	197,400,000 円	平成14年 9月 7日から 平成15年 5月31日まで
中央ふ頭東2号上屋パッケージ型消火設備設置工事	6,825,000 円	平成15年 1月21日から 平成15年 3月25日まで
外 2件省略		